

令和元年第4回（12月）三郷町議会
定例会・会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 1 2 月 1 3 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令 和 元 年 1 2 月 1 3 日 午後 3 時 0 0 分 宣 告 (第 2 日 目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀 4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子 6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎 一 郎 8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三 10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男 12番 伊 藤 勇 二 13番 高 岡 進
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121 条の規定により説 明のため出席した 者の職氏名	町 長 森 宏 範 副 町 長 池 田 朝 博 教 育 長 大 西 孝 浩 総 務 部 長 加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長 坂 田 達 也 こ ども 未 来 創 造 部 長 窪 順 司 環 境 整 備 部 長 佐 藤 忍 水 道 部 長 橘 和 成 教 育 部 長 渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者 平 川 貴 治 総 務 課 長 安 井 規 雄 企 画 財 政 課 長 辰 巳 政 行

本会議の職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	大 内 美 香
	議 会 事 務 局 長 補 佐	高 間 洋 光

令和元年第4回（12月）

三郷町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年12月13日

午後3時00分開議

日 程

- 第 1 承認第10号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 第 2 議案第55号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第4号）
- 第 3 議案第56号 令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第57号 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第58号 令和元年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第59号 令和元年度三郷町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第60号 三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 8 議案第61号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第 9 議案第62号 西和地域病児保育室設置条例の制定について
- 第10 議案第63号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第64号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第65号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第67号 三郷町文化センター条例の一部改正について
- 第15 議案第68号 三郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第69号 三郷町下水道条例の一部改正について
- 第17 議案第70号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 第18 発議第 7号 「所得税法第56条の見直し」を求める意見書
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

開 議 午後 3時00分

〔開議宣告〕

議長（高岡 進） 皆さん、こんにちは。

地方自治法第113条の規定に基づく定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔付託案件に対する委員長報告〕

議長（高岡 進） 日程第1、「承認第10号、令和元年度三郷町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」から、日程第18、「発議第7号、「所得税法第56条の見直し」を求める意見書」までを一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。去る6日の本会議におきまして、各委員会に付託しました案件につきまして、審査の結果の報告を求めます。

〔総務建設常任委員会〕

議長（高岡 進） 総務建設常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

総務建設常任委員会 辰己圭一委員長。

委員長（辰己圭一）（登壇） それでは、総務建設常任委員会のご報告を申し上げます。

去る12月6日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は12月9日に委員会を開会し、付託されました議決案件7件、報告事項2件、議員発議1件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第55号、令和元年度三郷町一般会計補正予算（第4号）」、歳入 関連部分、歳出 （款）1. 議会費、（款）2. 総務費（（項）3. 戸籍住民基本台帳費を除く）、（款）3. 民生費、（項）1. 社会福祉費、（目）11. ふれあい交流センター運営費、（項）2. 児童福祉費、（目）6. 児童館運営費、（款）4. 衛生費（（項）1. 保健衛生費を除く）、（款）5. 農林業費、（款）6. 商工費、（項）1. 商工費、（目）1. 商工総務費、（款）7. 土木費、（款）8. 消防費、繰越明許費（住民情報システムデータ移行業務、国土強靱化地域計画策定業務）につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「議案第60号、三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例の制定について」、「議案第61号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」、「議案第63号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、「議案第64号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第65号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」、「議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「報告第16号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」、「報告第17号、寄附の受け入れについて」は、それぞれ報告を受けました。

また、「発議第7号、「所得税法第56条の見直し」を求める意見書」については、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案は可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

令和元年12月13日
総務建設常任委員会
委員長 辰己圭一

議長（高岡 進） ありがとうございます。

〔文教厚生常任委員会〕

議長（高岡 進） 続きまして、文教厚生常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長。

委員長（木谷慎一郎）（登壇） 文教厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る12月6日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は12月10日に委員会を開会し、付託されました承認案件1件、議決案件6件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「承認第10号、令和元年度三郷町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」、歳入（款）18．繰入金、歳出（款）9．教育費は、全会一致をもちまして、原案どおり承認することに決しました。

次に、「議案第55号、令和元年度三郷町一般会計補正予算（第4号）」、歳入関連部分、歳出（款）2．総務費、（項）3．戸籍住民基本台帳費、（款）3．

民生費（（項） 1. 社会福祉費、（目） 1 1. ふれあい交流センター運営費、（項） 2. 児童福祉費、（目） 6. 児童館運営費を除く）、（款） 4. 衛生費、（項） 1. 保健衛生費、（款） 6. 商工費、（項） 1. 商工費、（目） 2. 商工振興費、（款） 9. 教育費、債務負担行為補正追加（自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）、地方債補正追加（自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「議案第 5 6 号、令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」、「議案第 5 7 号、令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」、「議案第 6 2 号、西和地域病児保育室設置条例の制定について」、「議案第 6 7 号、三郷町文化センター条例の一部改正について」、「議案第 6 8 号、三郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

令和元年 1 2 月 1 3 日
文教厚生常任委員会
委員長 木谷 慎一郎

議長（高岡 進） ありがとうございます。

〔上下水道特別委員会〕

議長（高岡 進） 次に、上下水道特別委員会の審査の結果の報告を求めます。

上下水道特別委員会 神崎静代委員長。

委員長（神崎静代）（登壇） 上下水道特別委員会のご報告を申し上げます。

去る 1 2 月 6 日の本会議におきまして、上下水道特別委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は 1 2 月 1 1 日に委員会を開会し、付託されました議決案件 4 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第 5 8 号、令和元年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 5 9 号、令和元年度三郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 6 9 号、三郷町下水道条例の一部改正について」、「議案第 7 0 号、三郷町水道事業給水条例の一部改正について」につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の結果であります。議員各位のご賛同を
よろしくお願いいたしまして、委員会のご報告といたします。

令和元年12月13日
上下水道特別委員会
委員長 神崎静代

議長（高岡 進） ありがとうございます。

以上で、各委員会の審査の結果の報告を終結します。

〔委員長報告に対する質疑・討論・採決〕

議長（高岡 進） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（高岡 進） ありませんので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、「発議第7
号、「所得税法第56条の見直し」を求める意見書」について、反対の意見を申し
上げます。

今回の意見書は、白色申告事業者が家族従業員に対する給与を経費計上できな
いことを理由に、所得税法第56条の見直しを求めるものです。この所得税法第
56条は、生計同一の親族に対する給与等の支払いを必要経費に認めないとする
もので、現在における基本的な観念である個人の尊重に根差した個人単位課税の
原則を修正するものであります。その意味で、意見書の言うとおりの、家族従業
員の経済的自立を妨げる可能性がある法制であることは否めません。

さらには、いわゆる妻税理士事件と言われる事件のように、配偶者が独立の事
業者として事業主と取引するような場合でも形式的に第56条が適用される結果、
独立した事業主である妻に支払った適正な費用が経費計上できないという結果は
合理性を欠くものとして言わざるを得ず、その意味では、第56条の見直しが必
要であるという論は、結論において賛同すべきものであります。

しかしながら、今回の意見書のように白色申告事業者が家族従業員に対する給
与を経費計上できないことをもって第56条の見直しをすべきとの意見には賛同
できません。

そもそも所得税法第56条の立法趣旨は、特に立法当初においては、生計を同一にする親族に対しては給与を支払う慣行自体がなく、事業から生ずる所得は事業主が支配していたと考えたほうが実情に即していたこと、また、我が国の個人零細企業においては、企業と家計とが十分に分離されていないことや、適正な労働への対価の認定が実際上困難であることなどを前提に、親族に対する給与所得の支払いを無制限に認めると、その所得を恣意的に家族に分散して不当に税負担の軽減を図るおそれがあるため、そのような税回避を防止することにあると言われております。

同条については、社会の変化により、現在においては立法事実による裏づけを失いつつある部分もありますが、不当な所得分散による税負担の回避を防ぐべき必要性は現在においても失われておりません。

さらに、今回の意見書の言うように、所得税法においてはいかなる理由があっても家族労働者給与の経費算入を認めないというのではなく、複式簿記による帳簿を備えることを条件に認められる青色申告事業者においては、青色事業専従者給与という形で経費算入が認められています。たとえ親族間であっても、給与の支払い対価の適正さやその状況が帳簿などにより事後的に合理的に検証できるのであれば、個人単位課税の原則を尊重し、必要経費に算入することを認めようとの趣旨であり、個人単位課税の原則と租税回避行為を防止する要請とのバランスに配慮したものとして、合理性を有すると考えられるものです。

青色申告に求められる適正な記帳に基づき、適切な申告・納税が行われることは、適正・公平な課税・徴収に資するものであることから、白色申告から青色申告への移行が進むよう、事務処理能力が十分でない零細事業者に対する配慮は行いつつも、むしろ青色申告の特典の強化が検討されるべきであるところ、その反対の作用を持つ今回の意見書における理由による所得税法第56条の見直しは、青色申告制度の存在を軽視し、適正な経理・記帳に基づく適正な申告・納税に対するモチベーションを低下させるものであります。

現在の青色申告の割合は60%を超えていとされておりますが、適正な記帳の慣行をさらに一般化することにより、今後この数字をさらに向上させ、適正申告・納税を推進すべきであるという立場からは、現在において今回の意見書のような理由による所得税法第56条の見直しが必要であるとは認められません。よって、今回の発議第7号については賛同できません。

以上です。

議長（高岡 進） 次に、賛成者の発言を許可します。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 賛成討論を行います。

中小の事業者は、法人にして自分が社長になれば、自分やその家族の給与を経費として認められます。法人ではない事業者は、青色申告にすれば家族の給与は必要経費として認められますが、白色申告は、家族の給与が所得税法56条で必要経費に算入しないとされており、事業者の所得から配偶者は年間86万円、家族は年間50万円というわずかな金額が控除されるにすぎません。

法人か青色申告か白色申告かという税制度の違いで、同じ家族従業員の労働対価である給与を経費として認めたり認めなかったりすることは、一人一人が平等であるという人権より税制度を高位に置く差別と言わざるを得ません。

家族従業員への給与を必要経費として認めてほしいなら青色申告をすればいいじゃないかということが、反対の理由として述べられました。白色申告は、損益計算書的な収支内訳書で済みますが、青色申告は、売り上げと経費をまとめ所得を計算した書類である損益計算書と、資産と負債・資本を計算した書類である貸借対照表、また、複式簿記でまとめた総勘定元帳の保存が求められます。事務に費やす労力が全く違います。中小零細業者の皆さんの負担に想像力を働かせることが必要かと私は思います。

白色申告よりも青色申告のほうが税逃れが少ないという反対の理由もあったかと思えます。多くの方はきちっと申告して、税金をちゃんと払っています。一部の不心得の人達を理由にするのはいかがかと私は思います。

以上です。

議長（高岡 進） ほかに討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（高岡 進） これで、討論を終結します。

各委員会に付託しました案件につきまして、慎重審議を賜り、大変ご苦労さまでございました。

それでは、これより順次、採決を行います。

日程第1、「承認第10号、令和元年度三郷町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は承認であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第2、「議案第55号、令和元年度三郷町一般会計補正予算(第4号)」を採決します。

本案に対する、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は可決であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、「議案第56号、令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、「議案第57号、令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、「議案第58号、令和元年度三郷町下水道事業会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 神崎静代委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、「議案第59号、令和元年度三郷町水道事業会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 神崎静代委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、「議案第60号、三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、「議案第61号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、「議案第62号、西和地域病児保育室設置条例の制定について」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、「議案第63号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、「議案第64号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、「議案第65号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、「議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、「議案第67号、三郷町文化センター条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、「議案第68号、三郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、「議案第69号、三郷町下水道条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 神崎静代委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、「議案第70号、三郷町水道事業給水条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 神崎静代委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、「発議7号、「所得税法第56条の見直し」を求める意見書」については、先ほど反対討論がありましたので、挙手による採決を行います。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長(高岡 進) 挙手5名、少数です。したがって、本案は否決されました。

〔閉会中の継続調査〕

議長（高岡 進） 日程第19、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員会委員長から三郷町議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

〔町長閉会の挨拶〕

議長（高岡 進） それでは、町長から閉会のご挨拶をいただきます。町長。

町長（森 宏範）（登壇） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日から本日までの8日間にわたり、提出いたしました案件につきまして、慎重審議の上、承認、可決賜り、まことにありがとうございました。会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見やご提案につきましては、今後の町政のさらなる発展に反映させてまいりたいと考えております。

さて、本年最後の定例会を終えるに当たり、改めて今年を振り返ってみますと、4月には、長年の念願でありました三郷中学校建替事業が関係各位の多大なるご理解とご協力により無事完了し、晴れて開校を迎えることができました。

5月には、新元号が発表され、平成から令和の時代の幕開けとなりました。

また、今年の流行語大賞にもなりましたが、「ワンチーム」を掲げて闘ったラグビーワールドカップ日本代表の活躍も記憶に新しいところであります。

一方で、今年は大きな地震こそなかったものの、台風15号や台風19号災害で千葉県や東日本を中心に甚大な被害が発生しました。特に台風19号では71河川140か所で堤防が決壊するなど、想定外の事態が毎年当たり前のよう起こっております。また、昨年の西日本豪雨や台風21号など、災害は広域化し、日本全国安全なところはどこにもありません。ほんの10年前と比べても、確実に風雨災害は頻発化・激甚化しており、地球温暖化の影響により世界規模で気候

変動が起こっていることは間違いありません。

そのような中、本年7月1日に本町はSDGs未来都市に選定されました。環境対策はもちろんのこと、SDGsの理念である誰一人取り残さない世界を目指し、人にもまちにもレジリエンスな「スマートシティSANGO」の実現に向けて、災害にも強い地域BWAを構築し、ICT、IoT技術を活用したまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

そのためにも、全職員がこの理念を共有し、職員一丸となって知恵を絞りながら新しいアイデアを創出し、地域の発展のため全力で進めてまいりますので、どうか今後とも議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、早いもので今年も余すところあと2週間余りとなりました。議員各位におかれましては、お体にはくれぐれもご留意いただき、ご活躍くださいますことをお祈りいたしますとともに、新しい年がすばらしい年となりますことを祈念いたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（高岡 進） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって令和元年第4回三郷町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞さまでございました。

閉 会

午後 3時31分